

# 小城市牛津会館条例の一部を改正する条例（案）・小城市 牛津赤れんが館条例の一部を改正する条例（案）について（概要）

## 1. 条例改正の理由

小城市牛津会館・小城市赤れんが館の利用促進を目的として指定管理を可能にするため条例の改正と合わせて休館日の変更、営業その他営利を目的とする利用範囲・対象者の拡大などの改正を行うものです。

## 2. 条例改正の内容

(1) 指定管理者制度の導入を可能にする条文を加えます。

(2) 休館日の変更

これまで第1・3月曜日を休館日としていましたが、毎週月曜日を休館日とします。

(3) 営業その他営利を目的とする利用範囲・対象者の拡大

これまでは「営業その他営利を目的とする利用のうち、物品の展示又は販売については、市内で営業を営む市内在住者に限り許可することができる」としていましたが、改正案では市内・市外在住者に限らず範囲を広げ、営業その他営利を目的とする利用は教育委員会が認めるものとしします。

## 3. 施行期日

平成28年4月1日（予定）

## 4. 募集期間

平成27年10月22日（木曜日）～平成27年11月6日（金曜日）

## 5. 意見募集の閲覧場所

市ホームページ、文化課（桜城館2階）

## 6. 提出方法

住所、氏名、ご意見を記入の上書面により文化課まで持参または郵送、ファックス、電子メールのいずれかで提出してください。（様式不問）

## 7. 提出先

(1) 郵送の場合 小城市教育委員会 文化課 宛  
〒845-0001 小城市小城町158番地4

(2) ファックスの場合 Fax 0952-71-1145

(3) ご持参いただく場合 文化課（桜城館 2 階）

※ご持参いただく場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く業務時間内  
（8 時 45 分から 17 時 15 分までとします。）

(4) 電子メールの場合 [bunka@city.ogi.lg.jp](mailto:bunka@city.ogi.lg.jp)

## 8.意見を提出できる人

(1) 本市に住所を有する者

(2) 本市に存する事務所または事業所に勤務する者

(3) 本市に存する学校に在学する者

(4) 本市に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体

## 9.意見、結果の公表

ご意見が提出された場合、本市の考え方は平成 27 年 11 月下旬ごろに  
次の場所で公表します。

- ・市ホームページ
- ・文化課

## 10.注意事項

(1) 意見を提出していただいた人のお名前などは公表しません。

(2) 提出されたご意見に対して個別の回答はしません。

(3) 内容が類似するご意見はまとめて公表する場合があります。

(4) 賛否の結論だけを示したものや趣旨が不明瞭なものに対する本市の  
考え方は公表しません。

## 11.問合せ

小城市教育委員会 文化課（桜城館 2 階）

〒845-0001 佐賀県小城市小城町 158 番地 4

電話番号：0952-73-8809 ファックス番号：0952-71-1145

メール：[bunka@city.ogi.lg.jp](mailto:bunka@city.ogi.lg.jp)